

議案第5号

佐倉市指定地域密着型サービス基準条例等の一部を改正する条例の制定
について

佐倉市指定地域密着型サービス基準条例等の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成30年6月4日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市指定地域密着型サービス基準条例等の一部を改正する条例

(佐倉市指定地域密着型サービス基準条例の一部改正)

第1条 佐倉市指定地域密着型サービス基準条例（平成24年佐倉市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「定める者」の次に「(介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）。以下「施行規則」という。) 第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第59条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第59条の10第5項及び第59条の20の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

(佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部改正)

第2条 佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例（平成24年佐倉市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

(佐倉市指定地域密着型サービス事業者等指定条例の一部改正)

第3条 佐倉市指定地域密着型サービス事業者等指定条例（平成24年佐倉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「及び指定地域密着型介護予防サービス事業」を削り、同条中「及び法第115条の12第2項第1号」を削り、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

本則に次の1条を加える。

（指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格）

第4条 法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。